

平成28年度予算見積調書

課室名：保健医療政策課

担当名：新都心医療拠点・医療プロジェクト推進

内線：2243

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B10	さいたま新都心医療拠点機能強化事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	周産期医療体制整備費		
事業期間	平成27年度～平成28年度	根拠法令				戦略項目				
						分野施策				
1 事業の概要 さいたま新都心医療拠点と県内の産科医療機関とを結ぶ医療ネットワークシステムを構築することにより、安心・安全に子供を産むための診断・治療体制を強化する。 さいたま新都心医療拠点機能強化事業 80,767千円				5 事業説明 (1) 事業内容 さいたま新都心医療拠点に整備する総合周産期母子医療センターと県内産科医療機関とを結び、遠隔胎児診断支援を行う医療ネットワークを構築する。 これにより、産科医療機関では胎児の先天性疾患の診断が困難な場合に、システムを通じて総合周産期母子医療センターに診断支援を求めることができる体制を作り、診断支援機能を強化する。 この結果、総合周産期母子医療センターにはこれまで以上に症例が蓄積され、また、産科医療機関は総合周産期母子医療センターの診断支援を通じて胎児診断能力が向上し、県の周産期医療水準が向上する。 稼働開始はさいたま新都心医療拠点がオープンする平成28年中とする。 (2) 事業計画 遠隔胎児診断支援システムの整備 80,767千円 備品購入費 機器一式 68,765千円 委託料 システム設計など 10,358千円 役務費 回線接続費用など 1,644千円 (3) 事業効果 ア 胎児診断・治療の強化 ・新生児の救命率の向上 【例】先天性横隔膜ヘルニア生存率 治療無10～40% 有40～80% ・母体・新生児の緊急搬送の解消 胎児異常が原因の母体搬送 30件(H25) 0件(当初15件) ・都内医療機関への依存減少 ・妊婦の通院負担軽減(かかりつけの産科医療機関で診断可能) イ 産科医療機関を支援することによる効果 ・診断支援能力の向上						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 なし										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	80,767	繰入金	諸収入						80,767	
前年額										